

# 特定事業主行動計画に基づく取り組みの実施状況の公表

(令和4年4月25日公表)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第15条第6項に基づき、特定事業主行動計画の実施状況を公表するものです。

目標1 年次有給休暇の平均取得日数を12日とします。

※平均取得時間は前年からの繰越日数を含むが、平均取得率は繰越日数を含まない。

令和3年3月末退職者を除く。

区分		時間	目標 平均取得時間	目標設定時(令和3年) 平均取得時間	令和3年 平均取得時間	令和3年 平均取得率	《参考》 対象人数
一般 行政職	男		12日	11日 7時間	9日 8時間	46.77%	16人
	女		12日	7日 3時間	10日 5時間	52.50%	6人
全体			12日	10日 5時間	10日 1時間	48.37%	22人

目標2 健康診断の結果、要再検とされた職員の再検査受診率を100%とします。

※再検査(要精検、要治療)が必要だと判断された職員に対し受診勧奨を行う。

区分		時間	目標 再検査受診率	目標設定時(令和3年度) 再検査受診率	令和3年度 再検査受診率	《参考》 勧奨対象人数
一般 行政職	男		100%	100.0%	100.0%	11人
	女		100%	100.0%	100.0%	2人
全体			100%	100.0%	100.0%	13人